

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月16日

金 曜 日

号 外(7)

目 次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第55号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の46の項の(1)中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同項の(1)のうち「7,400円」を「7,050円」に改め、同表の47の項の(1)中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同項の(1)のア中「23,450円」を「23,100円」に改め、同項の(1)のク中「13,500円」を「13,150円」に改め、同表の48の項の(1)中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同項の(1)のア中「14,950円」を「14,600円」に改め、同項の(1)のク中「8,200円」を「7,850円」に改め、同表の49の項及び49の2の項を次のように改める。

49 条例別表第1 の448の項に規 定する再試験手	(1) 準中型自 動車免許	富山県公安委員会の提供する 自動車を使用して受験する場 合	4,650円
----------------------------------	------------------	-------------------------------------	--------

数料		富山県公安委員会の提供する自動車を使用しないで受験する場合	2,000円
	(2) 普通自動車免許	富山県公安委員会の提供する自動車を使用して受験する場合	2,850円
		富山県公安委員会の提供する自動車を使用しないで受験する場合	1,950円
	(3) 大型自動車二輪車免許又は普通自動車二輪車免許	富山県公安委員会の提供する自動車を使用して受験する場合	3,300円
		富山県公安委員会の提供する自動車を使用しないで受験する場合	1,750円
(4) 原動機付自転車免許		1,050円	
49の2 条例別表第1の451の項に規定する講習手数料	(1) チャレンジ講習（道路交通法第108条の2第2項の規定による講習であって、コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて富山県公安委員会の確認を受けるものをいう。）		2,650円
	(2) 特定任意高齢者講習（簡易講習）（道路交通法第108条の2第2項の規定による講習であって、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項第1号の表1		1,500円

	の項又は同項第 2 号の表 1 の項で定める基準に適合するものをいう。)	
(3) 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）（道路交通法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習であつて、運転免許に係る講習等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の表 2 の項又は同項第 2 号の表 2 の項若しくは 3 の項で定める基準に適合するものをいう。)	4,650 円（道路交通法第 101 条の 4 第 2 項の規定により受けた認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,550 円）	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 258 号）附則第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）附則第 2 条第 2 号に規定する限定が解除された者を除く。）に対すこの規則による改正後の別表第 1 の 49 の項の規定の適用については、「4,650 円」とあるのは「2,850 円」と、「2,000 円」とあるのは「1,950 円」とする。

(財 政 課)

